大規模災害対策・インフラ設備への支援について

東 北 部 会 提 出

近年、気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化し、将来の降雨量の増大が懸念されていることから、これまでの治水対策を抜本的に見直し、上流から下流、本川・支川などの流域全体を俯瞰し、国・都道府県、市町村、さらに企業や住民等のあらゆる関係者が協働して取り組む、「流域治水」の推進が求められています。

また、平成７年の兵庫県南部地震や平成 16 年の新潟県中越地震において、大規模な盛土等の滑動崩落により、多くの宅地被害が発生したことを受け、国は自治体に対して大規模盛土造成地の有無、安全性の把握、危険な宅地がある場合、早急な予防対策の実施を進めるため、「宅地耐震化推進事業」を創設し、調査や工事を行う地方自治体を支援していますが、変動予測調査や滑動崩落防止工事は、多大な費用を要するため、現在の交付率（変動予測調査に対する交付率３分の１、滑動崩落防止工事に対する交付率４分の１）では、自治体の財政負担や居住者等への負担が大きいことに加え、滑動崩落防止工事の補助要件には、滑動崩落により被害を受けるおそれのある家屋件数等があるが、住民の生命を守るとともに、持続可能な経済成長を促すためには、周辺に家屋が少ない工業団地などについても対策工事が必要であり課題となっております。

加えて、児童・生徒の安全・安心の確保と教育環境の充実を図るため、厳しい財政状況の中で予算の平準化を図りながら、国の学校施設環境改善交付金を財源の一部に充て計画的に環境整備を進めているところでありますが、令和７年度においては、自治体の計画事業の多くが補助採択保留となっている状況であります。保留案件の中には、児童・生徒の教育活動に影響が生じないよう、夏季休業中に工事を予定していた事業もあり、採択保留を受け、今年度の事業実施見送りを余儀なくされるなど、計画的な学校施設の環境整備に著しい支障が生じており、今後、自治体が安心して施設整備に取り組めなくなることを危惧しています。

さらには、2025 年１月に埼玉県八潮市で起きた道路陥没事故は、下水道管が腐食し破損したことが原因とされており、生活を支える社会基盤であるインフラの維持管理を適切に行うことは不可欠でありますが、下水道管の老朽化は全国的な問題であり、政府の調査でも、更新期の 50 年を経過した管渠が総延長の約７％、10 年後は約 19%となり、今後は急速に増加するとされています。2015 年には下水道施設の５年に一回の点検が地方自治体に義務化されたものの、人手不足と施設の老朽化・腐食化が一斉に進み、改善には至っておらず、2022 年の道路陥没件数は、地震によるものを除いても 2,600 件を超えています。このことは、下水道施設に限らず、上水道・道路・河川・

砂防などインフラ全体の維持管理は全国共通の問題であります。

しかしながら、地方自治体の財源は限られており、民間委託や自治体連携、使用料など市民に負担を求めることにも限界があり、必要となる点検・維持修繕・更新の実施に支障が生じています。

つきましては、大規模災害等から地域住民の安全を確保するため、下記の事項につきまして特段の御配慮を賜りますよう強く要望いたします。

記

1　浸水被害・雪害対策等災害対策の強化について

（1）　「流域治水関連法」を踏まえた、各地方自治体が実施する下水道による浸水対策の展開や従来の対策のほか、抜本的な治水対策の推進のための準用河川改修事業及び洪水時の流下能力を確保するための河道掘削・樹木伐採、流域内にあるため池や調整池等の既存ストックを活用した貯留施設への改築等の補助制度の創設及び整備促進に必要な財政措置を十分に講じること。

また、2025 年の積雪は、交通や物流など市民生活に多大な影響をもたらし、自治体には多額の対策費用の負担を生じさせたところであり、このような近年の局地的な豪雪による雪害対策についても、同様に十分な財政措置を講じること。

2　大規模盛土造成地の安全対策に対する支援について

（1）　近年、全国各地で自然災害が頻発し、今後、首都直下地震や南海トラフ地震なども想定され、宅地の耐震化はこれまで以上に重要となることから、宅地耐震化推進事業の交付率の引き上げをするとともに、交付要件を緩和すること。

3　下水道などのインフラ設備への国の公的支援について

（1）　インフラの点検・緊急対策・更新などの管理を行うために、地方自治体及び地方公営企業へ財政的・技術的支援を強めること。

（2）　防災・安全交付金や社会資本整備総合交付金も交付されているが、物価高騰の実態などに合わせ、充実した支援を行うこと。

4　学校施設環境改善に対する支援について

（1）　全国の地方自治体が計画している全ての学校施設環境改善交付金事業が、事業計画どおり円滑に、かつ、確実に行えるよう、採択保留案件に対して追加採択の措置を早急に講じるとともに、必要な財源を早期に確保すること。

（2）　来年度以降、地方自治体の計画する事業を確実に実施できるよう、予算を十分に確保するなど、必要な措置を講じること。